

堺市住宅・建築物耐震診断補助金交付要綱

平成15年4月1日制定

平成24年4月1日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、地震時における建築物の安全性に対する意識の高揚及び知識の普及を図るため、建築物の耐震診断の実施を促進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

(1) 「耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第4条第2項第3号の規定により国土交通大臣が定めた指針に基づき、構造耐力上独立した一棟を単位として行う診断をいう。

(2) 「耐震診断技術者」とは、次に掲げる建築技術者をいう。

ア 木造建築物の耐震診断については、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長が指定する「木造住宅耐震診断講習会（木造建築技術者向け）」の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下これらを「非木造」という。）の建築物の耐震診断については、建築士法第2条第1項に規定する建築士で、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する耐震診断講習会を受講し、受講修了者として登録した者

(3) 住宅とは、一戸建の住宅、長屋住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(4) 特定建築物とは法第6条に定めるものをいう。

5 補助対象建築物

補助の対象となる建築物は、現に使用又は居住しているもの及び建築物所有者としての登記がされた個人自らが居住予定の一戸建の住宅で、原則として昭和56年5月31日以前に着工された以下のいずれか一つに該当する民間建築物とする。ただし、すでにこの要綱に基づいて補助金の交付を受けた棟及び堺市木造住宅無料耐震診断事業の対象となる木造住宅を除く。

- (1) 非木造住宅
- (2) 特定建築物（住宅及び（3）を除く。）
- (3) 児童福祉法に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に該当する建築物

6 補助対象者

補助対象者は、以下のいずれかに該当する者とする

- (1) 補助対象建築物を所有する者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、以下「区分所有法」という。）の適用を受ける建築物については、同法第3条に規定する団体（以下「管理組合」という。）

7 補助金の額

補助金の額は、下記の通りとする。なお、額の算出に当たって千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 非木造住宅

以下の費用を限度とした耐震診断費用の3分の2以内で、一住戸当たり33,000円又は1棟につき100万円の低い方を限度とする。

- ① 一戸建住宅については、1,000円/㎡以内
- ② 一戸建住宅以外については、延べ面積1,000㎡未満の部分は2,000円/㎡以内、延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の部分は1,500円/㎡以内、延べ面積2,000㎡以上の部分は1,000円/㎡以内

(2) 特定建築物（住宅及び5（3）を除く。）

以下の費用を限度とした耐震診断費用の3分の2以内で、1棟につき100万円を限度とする。

延べ面積 1,000 ㎡未満の部分は 2,000 円/㎡以内、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の部分は 1,500 円/㎡以内、延べ面積 2,000 ㎡以上の部分は 1,000 円/㎡以内

(3) 5（3）に該当する建築物については、以下の費用を限度とした診断費用の3分の2以内とする。

延べ面積 1,000 ㎡未満の部分は 2,000 円/㎡以内、延べ面積 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満の部分は 1,500 円/㎡以内、延べ面積 2,000 ㎡以上の部分は 1,000 円/㎡以内

8 補助金の交付の申請

- (1) 補助事業者は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）を事業着手前までに市長に提出しなければならない。
- (2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、規則第4条第1号から第4号に規定する書類は添付を要しない。また、申請建築物が住宅（共同住宅を除く。）の場合又は補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）が管理組合となる場合は、③及び④に掲げる書類は必要としない。
 - ① 対象建築物に係る固定資産税の課税証明書、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）など建築物の建築年月日及び所有者がわかる公的書類
 - ② 付近見取り図
 - ③ 対象建築物の所有者の印鑑登録証明書
 - ④ 対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
 - ⑤ 申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書
 - ⑥ 区分所有法の適用を受ける建築物以外の場合で、対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なるときは、占有者（居住者）の耐震診断実施に対する同意書
 - ⑦ 区分所有法の適用を受ける建築物以外の場合で、対象建築物所有者が複数あるときは申請者以外の所有者の耐震診断実施に対する同意書
 - ⑧ 耐震診断費の見積書（耐震診断技術者又はその者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者から補助事業者宛に発行されたもの）
 - ⑨ 居住予定として申請するものについては、居住予定である旨の申立書
 - ⑩ その他市長が必要と認める書類

9 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の交付決定後に事業に着手すること。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、以下のいずれか一に該当する変更については、規則第6条第1項第2号の軽微な変更該当するものとして取り扱うものとする。
 - ① 補助金交付決定額が変更にならない補助対象経費の変更
 - ② 補助対象経費の内訳の変更で補助対象経費の増減がないもの
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 規則の規定に従うこと。

10 補助金の交付決定の通知

市長は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に交付決定の通知をするものとする。

11 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付の申請を取り下げることができる。

12 検査

(1) 補助事業者は、13の実績報告に先立ち、耐震診断の方法等が確認できる書類（壁強さ倍率、床倍率、小屋裏の状態、床下の状態、基礎の状態、老朽度等診断の結果の根拠となる写真や設計図書等が添付されているものに限る。以下「耐震診断書」という）を2部提出し、診断方法等が、法第4条第2項第3号の規定により国土交通大臣が定める指針に適合していることについて市長の確認を受けなければならない。

(2) 市長は、耐震診断の方法等が基準に適合していると認めるときは、「診断方法等適合通知書」（様式第6号）に耐震診断書を添付し、補助事業者に通知するものとする。

13 実績報告

(1) 補助事業者は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金実績報告書（様式第3号）を補助金の会計年度の最終日までに市長に提出しなければならない。

(2) 堺市住宅・建築物耐震診断補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、規則第13条第1項第1号から第3号に規定する書類については添付を要しない。

① 耐震診断費の領収書（耐震診断技術者又はその者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者から補助事業者宛に発行されたもので、最終の領収書については、12（2）の通知書到達日以降のものに限る。）の写し

② その他市長が必要と認める書類

14 補助金の額の確定通知

市長は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金確定通知書（様式第4号）により、補助業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

15 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市住宅・建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第5号）に堺市住宅・建築物耐震診断補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

16 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。